平成２１年（フ）第３７号
北海道根室市宝林町２丁目19番地　宝林団地１棟８号
債務者　磯野　麻湖
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時　釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１２４号
東京都杉並区高円寺南５丁目17―３　コーポさりい203号室、住民票上の住所秋田県横手市大森町坂井田字平野88番地
債務者　森田　茂喜
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３８号
秋田県横手市横手町字上真山238―１アーバンティ佳203、住民票上の住所秋田県横手市静町字北小屋29番地
債務者　澁谷　勝則
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４５号
秋田県湯沢市字関合143番地２
債務者　大林　浩司
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４６号
秋田県湯沢市字関合143番地２
債務者　大林美樹子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５３号
秋田県横手市増田町湯野沢字村周62番地
債務者　藤原　トキ
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５４号
秋田県横手市雄物川町今宿字下谷地121番地１
債務者　柴田　光子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２２９号
愛知県豊橋市花田町字越水110番地Ｂ―31
債務者　岩谷　詔子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８１７号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の13藤沢西部団地３－３―353
債務者　加世　彰宏
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目16番９号　マイシャトさがみ野（Ｂ）101
債務者　小林まり子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９３１号
神奈川県大和市深見西１丁目１番24号　大和パールハイツ103号
債務者　茶畑　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４７号
横浜市港北区篠原町1217番地　サンスクエア篠原10室
債務者　坂本　健次
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０１９号
横浜市港北区綱島東３丁目５番54号　ことぶき荘２―１号室
債務者　加賀見優子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３２号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目31番６号　えびな南高齢者施設
債務者　吉川　節子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８９号
横浜市青葉区桂台２丁目33番地10　メゾンド桂台Ａ―205
債務者　田中　秀昭
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部